

衛水第 228 号  
平成 3 年 9 月 27 日

各都道府県水道行政担当部（局）長あて

厚生省生活衛生局水道環境部水道整備課長通知

水道の給水管に直結する住宅用スプリンクラー設備の設置に係る配慮事項について

住宅用スプリンクラー設備が水道の給水管に直結される場合の取扱いについては、平成 3 年 3 月 25 日付け衛水第 92 号本職通知により、基本的な留意事項を示したところであるが、当省として、さらに給水装置として備えるべき要件等について検討を行い、この度、水道事業としての住宅用スプリンクラー設備の設置に係る給水契約の締結及び給水装置の材質、構造の審査等における配慮すべき事項を別添のとおり取りまとめたので、貴管下水道事者への連絡方お願いする。

別添

平成 3 年 9 月 27 日

住宅用スプリンクラーを給水装置の一部として設置する場合の配慮事項

厚生省生活衛生局水道環境部水道整備課

住宅用スプリンクラーを給水装置の一部として設置する場合に、水道事業として配慮すべき事項は以下のとおりである。

1 設置の申込を受ける段階の配慮事項

設置の申込を受けるに当たっては、以下の事項に配なすること。

- (1) 住宅用スプリンクラーを給水装置として設置する工事は、指定工事店等が製造メーカ又は消防法に規定する消防設備士の指導の下に行うものとし、指定工事店等に対しては、必要に応じ所轄消防署予防担当課と打合せを行うよう指導すること。
- (2) 住宅用スプリンクラーを設置しようとする者に対して、水道が断水するとき、配水管の水圧が低下したときなどは正常な効果が得られない旨を確実に了知させること。

その際、

- ① 災害その他正当な理由によって、一時的な断水や水圧低下等により住宅用スプリンクラーの性能が十分発揮されない状況が生じても水道事業者には責任がない。
- ② 住宅用スプリンクラーが設置された家屋、部屋を賃貸する場合には、①のような条件が付いている旨を借家人等に熟知させる。
- ③ 住宅用スプリンクラーの所有者を変更するときは、①及び②の事項について譲受人に熟知させる。

等を内容とする書面を申込者に交付する方法も考えられること。

- (3) 住宅用スプリンクラーの火災時以外における作動及び火災時の水道事業にその責を求める

ことのできない非作動に係る影響に関する責任は、水道事業者が負わない旨を設置しようとする者に十分説明し、了解を得ること。

- (4) 寒冷地等における凍結防止のための水抜き時にも住宅用スプリンクラーが正常に作動するような設備が、現在、製造メーカーにおいて開発中であり、凍結防止のための水抜きが行われる地域においてはその開発がなされ各水道事業において支障がないと認められるまでの間、設置を見合わせるよう指導すること。

## 2 設計審査に当たっての配慮事項

給水装置の設計審査に当たっては、以下の事項に配慮すること。

- (1) 当該給水装置を分岐しようとする配水管又は既設の給水装置の給水能力の範囲内で、住宅用スプリンクラーの正常な作動に必要な水圧、水量を得られるものであること。
- (2) 配水管の構造は、初期火災の熱により機能に支障を生じない材料で造られ、又は機能に支障を生じない措置が講じられるとともに、停滞水及び停滞空気の発生しない構造であり、かつ、衝撃防止、逆流防止及び必要に応じ凍結防止のための措置が講じられていること。さらに、寒冷地における給水装置の凍結防止の機能を損なわない構造とし、必要に応じ凍結防止のための措置が講じられていること。
- (3) 給水装置用材料として認定された継手等を使用して、停滞水が生じない構造となっていること。
- (4) 結露現象を生じ、周囲（天井等）に悪影響を与えるおそれのある場合は、防露措置が行われていること。

## 3 その他

- (1) 住宅用スプリンクラーの維持管理上の必要事項及び連絡先を見やすいところに表示するよう製造メーカー又は指定工事店などに指導すること。
- (2) 住宅用スプリンクラーの所有者又は使用者に対し、当該設備を介して連結している水栓からの通水の状態に留意し、異常があった場合には、水道事業者又は設置工事をした者に連絡するよう指導すること。
- (3) 2の(1)の事項が満たされない場合は原則として住宅用スプリンクラーを設置しないよう指導すること。
- (4) 水道事業の給水区域内ではできる限り住宅用スプリンクラーの正常な作動に必要な水圧、水量が得られるよう配水施設の整備に努めること。
- (5) 住宅用スプリンクラーの設置台帳を作成する等によりその設置状況を把握しておくこと。